

再生。福島

福島の環境再生の状況に関する 最近の動向について

平成28年10月

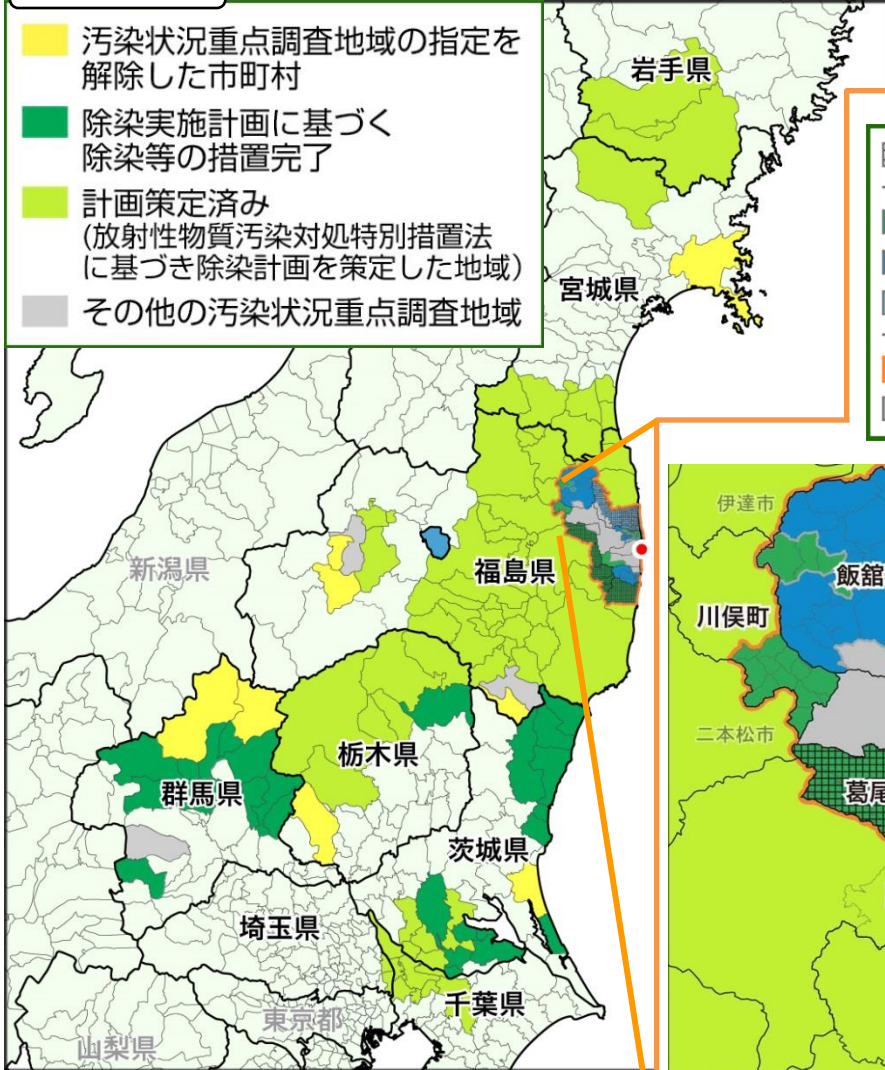
水・大気環境局

大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

除染の現状について

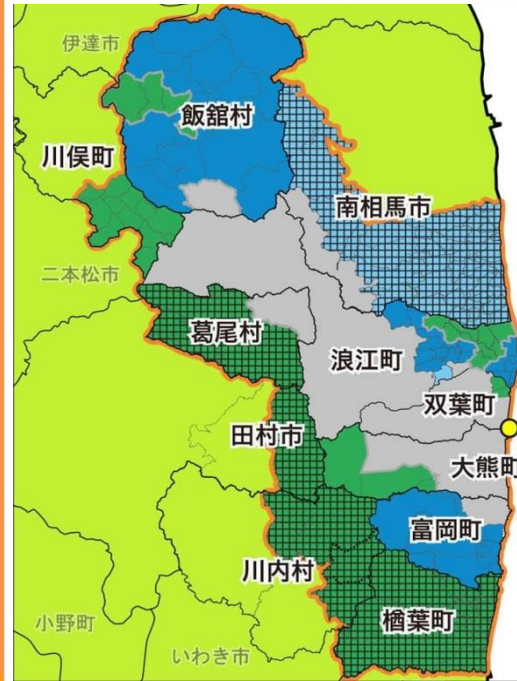
市町村除染

- 汚染状況重点調査地域の指定を解除した市町村
- 除染実施計画に基づく除染等の措置完了
- 計画策定済み
(放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除染計画を策定した地域)
- その他の汚染状況重点調査地域



国直轄除染

- 避難指示解除(現時点)
- 面的除染終了
- 宅地の面的除染終了
- 面的除染実施中
- 除染特別地域
- 帰還困難区域



○国直轄除染について

- ・対象11市町村中7市町村で除染完了。
- ・平成28年度中に全ての国直轄除染を完了できるよう、鋭意作業中。

○市町村除染について

- ・50市町村で除染等の措置が完了又は概ね完了、43市町村で実施中。
- ・平成28年度中に全ての市町村除染を完了できるよう、福島県等と協力して支援・指導を実施中。

○福島県内の仮置場等について

	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量
直轄除染	271カ所	—	6,774,103袋
市町村除染	830カ所	145,440カ所	5,498,430m ³

○帰還困難区域の取り扱いについて

- ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日 復興推進会議・原子力災害対策本部会議決定）に基づき、平成29年度のできるだけ早期に事業に着手できるよう施策の具体化を進めていく。

（「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」の主な内容）

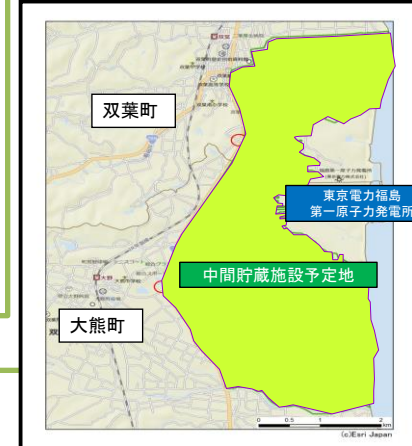
- ①「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する。
- ②国道6号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路について除染等の整備を行う。
- ③除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う。
- ④避難指示解除準備区域及び居住制限区域に隣接する宅地部分についても、国は対策を講ずる。

中間貯蔵施設の現状について

【中間貯蔵施設の概要】

- 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。※約1,600万～約2,200万 m^3 と推計（東京ドームの約13～18倍に相当）
- 福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。

＜中間貯蔵施設予定地＞



【除去土壌等の輸送について】

＜平成28年度の輸送＞

- 大熊町・双葉町それぞれの施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場を整備し、平成28年度は約15万 m^3 を輸送予定。
- 平成28年10月5日現在、計約3.6万 m^3 を搬入（平成27年度分と合わせて累計約8.1万 m^3 ）

＜学校等からの搬出＞

- 福島県内の学校等で一時保管されている除染土壌等を、大熊町・双葉町の協力を得て、町有地を活用した保管場に搬出することが可能となった。7月から輸送開始。

【用地取得（9月末時点）】

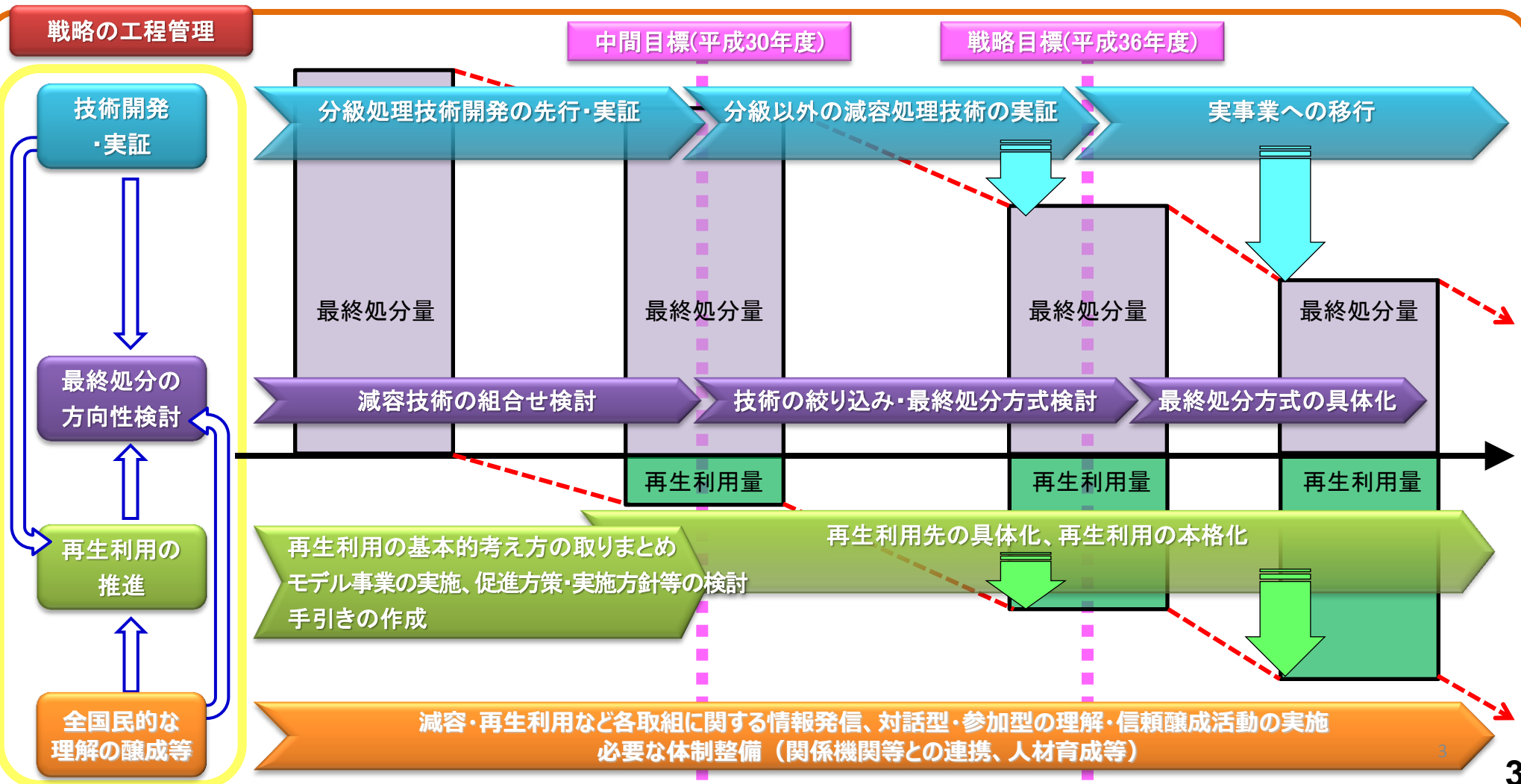
- 中間貯蔵施設予定地の地権者2,365人(登記記録上)のうち連絡先を把握している地権者は約1,640人(公有地と合わせて全体面積の約94%)
- このうち、建物等の物件調査の承諾を得ているのは約1,390件（うち約1,260件について現地調査済）
- 契約：379件（面積ベースでは、予定地の総面積約1,600haのうち、約144haを取得済。なお、約330haは公有地）

【本格的な施設の整備】

受入・分別施設、土壌貯蔵施設などの本格的な施設の整備に、本年秋から着工。順次、施設を拡張・展開。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略(平成28年4月)の概要

- 減容技術等の活用により、除去土壌等を処理し、再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図る。
- 減容・再生利用技術開発の目標や優先順位を明確にし、減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発を今後10年程度で一通り完了し、処理の実施に移行する。
- 安全性の確保を大前提として、安全・安心に対する全国民的な理解の醸成を図りつつ、可能な分野から順次再生利用の実現を図る。
- 技術開発の進捗状況や再生利用の将来見込みを踏まえて、最終処分場の構造・必要面積等について一定の選択肢を提示する。



国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況 (H28.9.30現在)

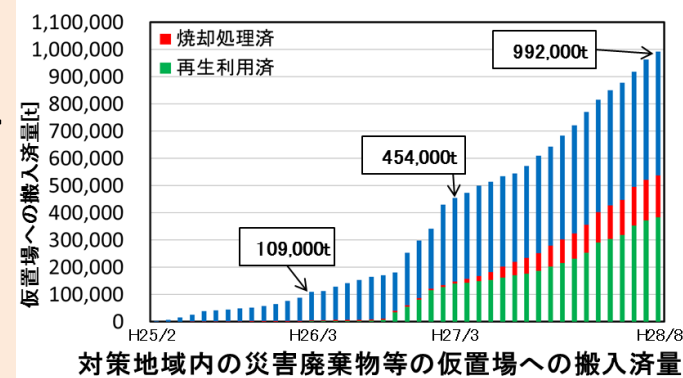
対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○帰還困難区域を除き、平成27年度末時点で、仮置場への搬入を完了。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○平成28年8月末現在、約99万トン搬入完了(うち、焼却処理済量は約15万t、再生利用量は約38万t)。



【津波がれきの撤去状況】

○旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、平成28年3月に仮置場への搬入を完了。

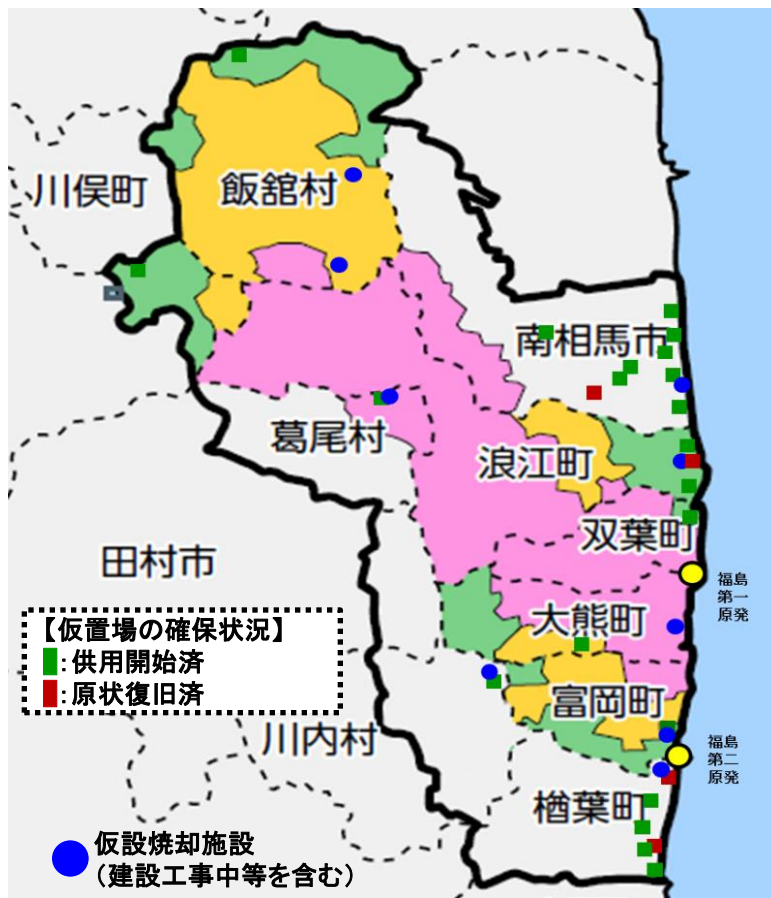
【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯舘村(小宮地区)、富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)
試運転中	楢葉町
建設工事準備中	大熊町
処理方針検討中	双葉町、川俣町
災害廃棄物等の処理完了	川内村



楢葉町の仮設焼却施設
(平成28年6月)

※田村市については既存の処理施設で処理中。



- 汚染廃棄物対策地域
- 避難指示解除準備区域
- 居住制限区域
- 帰還困難区域



撤去前 (平成26年7月)

撤去後 (平成28年3月)

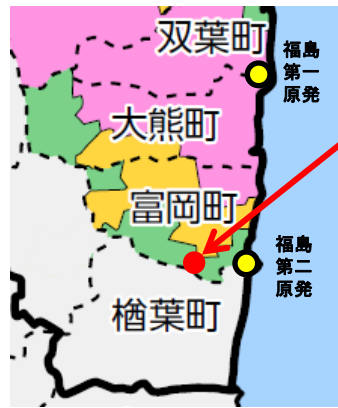
浪江町における津波がれきの撤去状況

管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。
既存の管理型処分場であるフクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

活用に係る受入れ要請などの経緯

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れを要請
- H27. 6. 5 福島県・富岡町・楡葉町に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえ、施設の国有化を含む国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県・富岡町・楡葉町から国に申入れ
- H27.11.16 福島県・富岡町・楡葉町に対して、8月の県及び2町からの申入れ等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27.12. 4 県知事、両町長より、苦渋の決断であるが、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業を容認する旨、国に伝達がなされる
- H28. 4.18 既存管理型処分場について、土地及び不動産の売買契約を締結し、事実上国有化
- H28. 6.27 国と県、富岡町及び楡葉町との間で、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結



フクシマエコテッククリーンセンター
※富岡町に位置（搬入路は楡葉町）

【施設概要】

- ・ 処分場面積：約9.4ha
- ・ 埋立容量：約96万^m（埋立可能容量：約65万^m）

- 汚染廃棄物対策地域
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域

埋立対象物

- 双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万^m>
- 対策地域内廃棄物等 <約44.5万^m>
- 福島県内の指定廃棄物 <約18.2万^m>

福島県、富岡・楡葉町からの申入れ（H27.8.25）の概要

1. 安全・安心の確保...住民の不安を和らげるための具体策、施設管理並びに安全協定の考え方、搬入ルート of 安全・環境対策を示すこと
2. 地域振興策の具体化...地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金について示すこと、国が財源確保を行い両町が望む地域の将来像の実現を図ること

H27.8.25の申入れを踏まえた国の考え方（H27.11.16）の概要

1. 安全・安心の確保
 - ・セメントを利用した雨水浸透抑制、情報公開拠点の新設等、住民不安を和らげる対応策
 - ・埋立完了後もモニタリング等を継続し、国が国有地とし責任をもって適切に管理
 - ・国と県及び2町で安全協定を締結し、国と地元行政区でも締結
 - ・既存の町道を新たな搬入ルートとして整備し、舗装の点検、待避所の設置等を実施
2. 地域振興策の具体化
 - ・2町が実施する事業の具現化に対して、国として全力を挙げた支援の実施
 - ・極めて自由度の高い交付金について、県に協力をお願いしつつ、適切に対応
 - ・2町の将来計画の実現に向けて必要な支援を最大限実施

